

選挙公営制度



■公職選挙法の一部改正による選挙公営制度の拡大と供託金制度の導入

選挙公営制度とは、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等が図られることを目的に、選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。これまで、都道府県と市の選挙には選挙公営制度が適用されていましたが、町村の選挙にも制度が拡大されました。また、この制度拡大に併せて供託金制度が導入されました。

町でも令和3年3月に条例を制定し、選挙運動費用の一部を町が負担することになりました。

| 選挙区分 | 公営の有無 | | | 供託金額 |
|--------|-------------|-------------|------------------------|-----------------------|
| | 選挙運動用自動車 | 選挙運動用ポスター | 選挙運動用ビラ | |
| 県知事 | ○ | ○ | ○ | 300万円 |
| 県議会議員 | ○ | ○ | ○ | 60万円 |
| 市長 | ○ | ○ | ○ | 100万円 政令指定都市240万円 |
| 市議会議員 | ○ | ○ | ○ | 30万円 政令指定都市50万円 |
| 町村長 | × ↓ ○ | × ↓ ○ | × ↓ ○ | 50万円 |
| 町村議会議員 | × ↓ ○ | × ↓ ○ | 頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象 | なし ↓ 供託金導入 15万円 |

■供託物没収点を超えない場合には選挙公営制度は適用されません

【町長選挙】供託物没収点＝有効投票の総数÷10

【町議会議員選挙】供託物没収点＝（有効投票の総数÷議員定数）÷10

（例）町議会議員選挙で議員定数10人 有効投票数3,500票の場合

供託物没収点は35となるため、獲得票数が35票を下回る場合は供託金没収となり、公費負担の対象外となります。

■選挙公営制度の対象となる費用

候補者が事業者などと金額のかかる契約（有償契約）をすることが前提です。

次ページの3つの公費負担は、限度額の範囲内で、実際に要した費用が対象となります。また、費用は直接候補者に支払われるものではなく、候補者と契約した事業者に町が支払います。選挙公営制度において、町が公費を負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。